

必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

| 最低賃金件名 | | 最低賃金額(円) | 効力発生年月日 |
|---------------------------|--|----------|------------|
| | | 1時間 | |
| 福島県最低賃金 (下記の4産業を除く全産業) | | 900円 | 令和5年10月1日 |
| 特定 (産業別) 最低賃金 | 非鉄金属製造業 | 945円 | 令和5年12月20日 |
| | 輸送用機械器具製造業 | 954円 | 令和5年12月28日 |
| | 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学 機械器具、時計・同部品、 眼鏡製造業 | 928円 | 令和6年1月12日 |
| | 自動車小売業 (二輪自動車小売業を除く。) | 960円 | 令和5年12月2日 |

(注) 実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(注) 特定(産業別)最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

詳しくは、福島労働局賃金室(TEL.024-536-4604)又は最寄りの労働基準監督署にご照会ください。